

随意契約理由書

件名	なつめ橋外補強工事
契約の相手方	光耀建設株式会社
根拠法令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 第 6 号
随意契約理由	<p>本工事は現在施工中である「なつめ橋外改修工事」に引き続いての耐震補強工事であり、「なつめ橋外改修工事」の発注時点においては、耐震補強の設計中であったが、工法が確定したことにより改修工事の足場を共有して施工することが可能となったものです。</p> <p>本工事の実施に当たっては、「なつめ橋外改修工事」を受注している光耀建設株式会社に履行させることにより、準備工の削減による工期短縮と足場の共有による仮設費の節減が図られ、現場条件にも精通し、円滑な工事の遂行が確保できるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号に該当することにより、随意契約を締結するものです。</p>
備考	